

経営円滑化貸付（米国関税措置対策）のご案内

米国の関税措置の影響により売上高が減少している方に必要とする資金を融資します

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者等で、米国の関税措置の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している方

2 融資条件

融 資 利 率	年1.45%（固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.45%～1.90% ※SN保証5号利用の場合は0.80%
融 資 限 度 額	1億円
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
資 金 使 途	運転資金及び借換資金（既往の兵庫県保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借り換えに限る）
信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける （取扱金融機関が認める場合は不要）
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ※保証協会の保証を付けない場合は、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ②経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第8号の2） ③その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類
取扱期間	令和7年5月16日融資・保証申込受付分から当面の間

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関へ](#)ご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

